

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーション－活気ある社会への規範形成－」  
Research Project: Collaboration between Law and Ethics  
—Norm Building toward the Active Society—

実施期間： 2009～2011年度（第3年間）

Term of the Project： 2009-2011 fiscal years (3 years)

研究代表者： 服部 高宏 京都大学大学院法学研究科教授

Project Leader： Takahiro HATTORI, Professor, Graduate School of Law, Kyoto University

研究目的要旨：

多様な専門領域に分化した現代社会では、専門職倫理や組織倫理など、各専門領域において独自に形成・維持される倫理規範の意義が高まっており、人々の価値ある生活を実現・維持していく上で不可欠のものとなっている。本研究は、法と専門職倫理・組織倫理との関係など、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方に考察の焦点を合わせ、活気のある社会を可能にする秩序形成の在り方を模索することを目指す。

研究目的：

①背景：

「法」は広義の社会の基本構造であり、専門・分化した社会領域のすべてを規律対象とすることができる。しかし法がこれらをどのように規律するかは、対象たるサブ・システムの特性やそのコードの独立性、適切な規律手法の選択といった困難のため、法学にとって困難な問題となっている。今日では、法的規制の緩和ないし撤廃が大きな趨勢であるが、それはサブ・システムの無秩序化を意味するわけではない。むしろ社会のサブ・システム内部での規範形成が活性化し、法はそれを支援し、それと適切な協働関係に立つことが求められる。昨今、社会秩序形成の原理として「補完性」に关心が集まっていることも、このような文脈において理解できるであろう。

この点との関連で注目されるのは、専門職倫理や組織倫理など、各専門領域において独自に形成・維持される倫理規範の意義が高まっていることである。周知の通り、企業倫理・経営倫理、環境倫理、情報倫理、生命倫理・医療倫理、看護倫理、技術倫理、法曹倫理、研究倫理、社会福祉倫理など、様々な社会領域で起こる特有の問題に焦点を合わせた、独自の倫理が展開されている。個人としての専門職が担い、また専門的な組織それ自体に求められる責任も、多様な専門領域に分化した現代社会において人々の価値ある生活を実現・維持していく上で、不可欠のものとなっている。

このような社会の種々のサブ・システムで見られる倫理の再評価、倫理の復権による秩序形成の動向に対して、法の側ではこれをどのように受け止め、評価し、さらに法自身がそれとどのような仕方でかかわりを持ち、また持つべきか。また、かかる倫理の基盤となる価値・価値秩序は、いったいどのようなものであり、また何に由来するか。本研究がターゲットとするのは、まさにこの点にある。

②必要性：

すでに企業の社会的責任や医療倫理・生命倫理などをめぐる議論において、法と専門職倫理・組織倫理との関係について検討が行われているが、個別的な問題検討に限られている。本研究ではその裾野をさらに拡げ、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方全体に考察の焦点を合わせることに、独自の意義がある。その際の基本的なコンセプトは、決して抑圧的なものではない、

活気のある社会を可能にするための秩序形成の在り方を模索することである。こうした視点に基づく研究は、現代の機能分化した社会における各サブ・システム内の倫理の展開と、全体社会の構造である法とのありうるべき適切な協働関係を探求するうえで不可欠である。

③方針：

- (1) 各専門領域でどのような規範形成がなされており、その中で倫理規範の意義がどのように高まっているか、またその専門領域における行動規制において、法はどの程度のまたどのような類の役割を担うことが期待されているか、について明らかにするため、各専門分野の識者を招き、意見交換を行い、また問題状況に検討を加える。
- (2) 伝統的に法が規律の役目を担ってきた領域で、あるいは新たに秩序形成の問題が生じてきた領域で、むしろ専門領域の自主的な秩序形成に委ねることで、秩序問題の解決への糸口を探ろうという傾向が見られる。この問題を法と倫理のコラボレーションという観点から解明するため、法学内部においても専門横断的な検討を加える。

Objectives:

The modern society is differentiated into various kinds of subsystems, and law is the basic social structure in a wide sense in such a society. Law can make all of the differentiated social spheres its own target of regulation. But how the law can regulate them has been a great problem for legislation and enforcement of law and jurisprudence on account of the particularity of the subsystems, the uniqueness of the codes operating there, and the difficulty of choice of appropriate ways for regulation. Today's tendency that legal regulation is weakened or abolished does not mean bringing disorder for subsystems. Rather the order-building in the subsystems has been activated, and it is demanded that law helps such process and has an appropriate relation with it. Nowadays the subsidiary principle attracts people's interest as a principle of the social ordering, and this can be also understood in such a context.

As for the norm-building in the subsystems of society, we can note the fact that the ethical norms which are formed and maintained specially in each differentiated social sphere such as professional ethics and organization ethics has been getting more and more significance. Such applied ethics which focus on special problems happening in various social spheres have been developed in every subsystem: company ethics, business ethics, environmental ethics, information ethics, mass communication ethics, bioethics, biomedical ethics, nursing ethics, engineering ethics, legal ethics, research ethics, social welfare ethics, and so on. The responsibility that professions and organizations themselves take has become indispensable in order to realize and maintain valuable lives of people in the modern society which differentiated into various specialized spheres.

But how can law accept, estimate and respond to such tendency of reevaluation of ethics in social subsystems and order-building by means of restoration of ethics? What does the value ordering on which such special ethics are based seem to be like and from what does it derive? Now people discuss about the relation between law and ethics, for example, as to bioethics and corporate social responsibility. This research project extends the scope of such discussion and focuses on the appropriate collaboration between law and ethics in modern society. Our basic concept is to find out the way of order-building that realize the active society. From such a point of view, we want to search appropriate collaboration between law as the basic structure of society and the development of ethics in subsystems in the functionally differentiated society of the present age.

キーワード：法、組織倫理、専門職倫理、価値秩序、補完性原理

Key Word： law, organization ethics, professional ethics, value ordering, subsidiarity

参加研究者リスト：15名（◎研究代表者）

氏名	職名等
◎服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
石本 傳江	山陽学園大学看護学部教授（2010年度から参加）
岩田 一明	大阪大学名誉教授・神戸大学名誉教授（2011年度から参加）
大野 達司	法政大学法学部教授
亀本 洋	京都大学大学院法学研究科教授
齊藤 真紀	京都大学大学院法学研究科准教授
霜田 求	京都女子大学現代社会学部教授（2010年度から参加）
高山 佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授
瀧川 裕英	大阪市立大学大学院法学研究科教授
田中 成明	国際高等研究所副所長
那須 耕介	摂南大学法学部准教授（2010年度から参加）
平野 仁彦	立命館大学大学院法学研究科教授（2010年度から参加）
松尾 陽	近畿大学法学部特任講師
宮崎 真由	玉川大学文学部人間学科助教
若松 良樹	成城大学法学部教授（2010年度から参加）

研究活動実績：

2009年度：

本プロジェクトの趣旨・方法について参加者で意見交換をし、問題意識の共有を図った上で、①本プロジェクトが想定するるべき社会の姿について意見交換をするとともに、②各専門分野における専門家や専門家倫理の現状と意義について検討を開始した。

②については、那須耕介氏の話題提供により、環境政策の立案・形成における専門家の役割に民主主義との関連で検討を加え、また、石本傳江氏の話題提供により、看護教育における看護倫理の構築と実践の現状と意義について意見交換を行った。さらに、桂木隆夫氏の話題提供により、江戸時代の商人道の中にある「自由」の意味とその現代的意義について検討を行い、吉岡剛彦氏の話題提供に基づき、子どもに対する医療ネグレクトをめぐる法と倫理の交錯した領域の問題について議論をした。また、本プロジェクトの柱となる責任という観念について、瀧川裕英氏の話題提供に基づき、意見交換を行った。

①については、大野達司氏の話題提供により、NPOなどの新たな公共性の誕生が市民社会にどのような変容をもたらすかについて検討を加え、毛利透氏の話題提供により、市民社会から国家権力へのインプットの諸類型について、その可能性と限界の観点から議論を行った。

他のプロジェクトとの相互交流については、亀本洋教授が代表をされるプロジェクト「スンマとシステム」とは、各々の研究参加者の相互乗り入れを行い、また岩田一明教授が代表をされるプロジェクト「21世紀における文化としての設計科学と生産科学」の研究会に、服部が参加させていただき、また岩田教授には本プロジェクトの研究会に参加していただいて、それぞれ意見交換を行った。

研究会開催実績：

第1回： 2009年12月18日～19日（於：高等研）

第2回： 2010年3月5日～6日（於：高等研）

### 話題提供者：5名

石本 傳江	山陽学園大学看護学部教授
桂木 隆夫	学習院大学法学部教授
那須 耕介	摂南大学法学部准教授
毛利 透	京都大学大学院法学研究科教授
吉岡 剛彦	佐賀大学教育学部准教授

### その他の参加者：10名

岩田 一明	国際高等研究所フェロー／大阪大学名誉教授・神戸大学名誉教授
大西 貴之	立命館大学大学院法学研究科博士課程
加藤 正明	京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）
近藤 圭介	京都大学大学院法学研究科博士後期課程
佐橋 謙一	京都大学大学院法学研究科博士後期課程
重本 達哉	京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）
霜田 求	大阪大学大学院医学系研究科予防環境医学専攻（医の倫理学分野）准教授
中林 良純	京都大学大学院法学研究科博士後期課程
那須 耕介	摂南大学法学部准教授
平野 仁彦	立命館大学法学部・法科大学院教授

### 2010年度：

昨年度より引き続き、各専門分野における専門家や専門家倫理の現状と意義について検討を継続した。第1回目の研究会では、社会福祉について、佐藤彰一教授の話題提供により、成年後見と自己決定支援に関する問題点について意見交換を行い、生命倫理について、田中成明教授の話題提供により、生命倫理の議論の正当化論にかかる論争状況を確認し、脳科学について、霜田求教授の話題提供により、脳科学の展開を背景に自由意志と責任概念の再構成について意見交換を行い、また、犯罪予防について、松尾陽氏の話題提供により、状況的犯罪予防論などポスト規制国家の犯罪予防について意見交換を行った。

第2回目の研究会では、田中成明教授の話題提供により、法曹倫理と生命倫理を比較しつつ、専門職倫理の実効性確保と法化について検討し、齊藤真紀准教授の話題提供により、企業活動における倫理問題の所在をめぐって意見交換し、最後に、宮崎真由助教の話題提供により、米国における議論の展開を素材にして、法と道徳の関係について議論した。

### 研究会開催実績：

第1回： 2010年6月18日～19日 (於：高等研)  
第2回： 2011年3月4日～5日 (於：高等研)

### 話題提供者：1名

佐藤 彰一 法政大学法科大学院教授

### その他の参加者：9名

石塚 武志	京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）
岩田 一明	国際高等研究所フェロー／大阪大学・神戸大学名誉教授
大西 貴之	立命館大学大学院法学研究科博士課程
栗田 昌裕	京都大学大学院法学研究科特定助教（学術創成）

近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科博士後期課程  
小石川 裕介 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）  
佐橋 謙一 京都大学大学院法学研究科研究員  
野崎 亜紀子 広島市立大学国際学部准教授  
野々上 敬介 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）

#### 2011年度：

第1回目の研究会では、近藤圭介講師がH.L.A.ハートの承認のルールの概念の記述的意義の再検討について報告した後で、豊田幸宏弁護士が、弁護士自治と綱紀・懲戒制度について報告した。さらに、大西貴之氏が、ハーバーマスとギュンターの理論をふまえて法的判断の正当化と討議倫理についての報告をし、次いで、若松良樹教授が、ジョン・ロールズの確立についての情報を原初状態から排除したことの意味を検討した。

第2回目の研究会では、高山佳奈子教授が、ドーピングの刑法的規制について報告をしたあと、小久見祥恵氏が、フェミニズム法理論における平等概念をめぐる議論の展開について報告をし、さらに、平野仁彦教授が、生命倫理問題とのかかわりで自己決定権とソフトローについて報告した。

第3回目の研究会では、中村直美教授が、医療を例として取り上げ、自律の支援と侵害の狭間におけるパートナリズムの問題について報告をした。そのあと、服部が3年間の活動を振り返り、議論した問題点を整理した上で、参加者全員で意見交換を行った。

#### 研究会開催実績：

第1回： 2011年12月16日～17日 (於：高等研)  
第2回： 2012年1月27日 (於：高等研)  
第3回： 2012年3月2日～3日 (於：高等研)

#### 話題提供者：5名

大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程  
小久見 祥恵 日本学術振興会特別研究員  
近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科講師  
豊田 幸宏 弁護士・京都大学特別教授  
中村 直美 熊本大学名誉教授

#### その他の参加者：6名

伊藤 克彦 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）  
大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程  
小久見 祥恵 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）  
近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科講師  
佐橋 謙一 京都大学大学院法学研究科研究員  
竹中 勲 同志社大学大学院司法研究科教授

#### Achievement:

##### 2009 fiscal year:

Having exchanged opinions about the purpose and methods of this project, we exchanged opinions about the general social constitution which we assume to be realized in the future. Furthermore, we started examination about the role of experts in each specialized field on one hand,

and about the present conditions and significance of the expert ethics on the other hand.

About the latter point of view, Prof. Kosuke Nasu offered a topic. We gave examination to the role of experts in drafting and forming the environmental policy, especially in terms of democracy. In addition, Prof. Tsutae Ishimoto has given another topic, and we could talk about the construction and present condition and significance of nursing ethics in nursing education. Professor Takao Katsuragi talked about the meaning and significance of the “freedom”, which is found in the morality of merchants in the Edo period, and Associate Professor Takehiko Yoshioka presented parents’ neglecting acts toward their children as one of the complicated problems between law and ethics. Associate Prof. Hirohide Takikawa analyzed the notion of responsibility, which is a very basic notion in our project.

About the former point, Prof. Tatsuji Ohno offered a topic, and we have discussed about what kind of transformation in the civil society the new publicity such as NPO will give birth to. Based on the presentation of Professor Toru Mori, we talked about the possibility and limit of various ways of input from civil society into state power.

For the mutual exchange with other projects, some of our members have attended the meetings of the project of Prof. Hiroshi Kamemoto. And Prof. Kazuaki Iwata and Hattori took part in the meetings of each others’ project and exchanged opinions with the members and participants of each other’s project.

2010 fiscal year:

We have continued the examination about the role of experts in each specialized field on one hand, and about the present conditions and significance of the expert ethics on the other hand.

We have exchanged opinions about adult guardianship and support of self-decision, academic dispute on the justification in the field of bioethics, the reconfiguration of free will and responsibility, and post-modern way of crime prevention, focusing on the relation between ethics and law..

In the second meeting, after hearing Prof. Shigeaki Tanaka’s speech, we talked about how to make the professional ethics effective in terms of comparison of legal ethics with bioethics. And we discussed about the place of ethical problems in the activities of listed companies after hearing Prof. Maki Saito’s talk, and we thought about the relationship of law and morality after hearing Prof. Mayu Miyazaki’s talk about the development in the USA.

2011 fiscal year:

On the first meeting, after Prof. Keisuke Kondo reported on the descriptive meaning of the concept of “rule of recognition” in the legal theory of H.L.A. Hart, Mr. Yukihiko Toyoda, who is a lawyer, reported on the autonomy of lawyers and their ethical and disciplinary system. Moreover Mr. Onishi reported on the legitimization of legal decisions and legal discourse concerning to the theory of J. Habermas and K. Guenther, and Prof. Yoshiki Wakamatsu reported on the significance of J. Rawls exclusion of any information on probability in his “original position.”

On the second meeting, Prof. Kanako Takayama reported on the problem of the criminal regulation of doping, Mrs. Yoshie Ogumi reported on the recent development of the concept of “equality” in the feminism legal theory, and Prof. Hitohiko Hirano reported on the right of autonomy and soft law concerning to the problems of bioethics.

On the third meeting, Prof. Naomi Nakamura reported on the problem between the support of

autonomy and intervention in it concerning to the problems of bioethics. And all the participants discussed about the our three years activity and its achievement.

### 研究活動総括 :

3年間で7回の研究会を開催し、のべ23名の方から話題提供をしていただき、毎回、研究参加者以外の方も含む多数の参加者を得て、活発な意見交換を行った。最終回の研究会において、総括討論を行い、プロジェクトの成果として新たな問題を確認することができた。

本プロジェクトは、法と専門職倫理・組織倫理との関係について、個別的な問題検討を超えて視野を拡げ、現代社会における法と倫理との間の適切なコラボレーションの在り方全体に考察の焦点を合わせることに狙いがあった。常にこの問題意識を念頭に置いて検討を進めてきたが、最初に問題提起をした研究代表者の服部の話題提供以外の22の報告は、その内容からみて、(1) 専門職倫理・組織倫理、(2) 法と倫理の関係と協働の諸相、の大きく2つに区別できるであろう。法と道徳に関する従来の考察の視野を拡大して、法と倫理のコラボレーションの可能性を探るという目的が実現されたことは、以下のような視点の広がりに示されている。

まず、(1) の「専門職倫理・組織倫理」であるが、これはさらに、(1-a) 専門職倫理の諸相、(1-b) 組織倫理の性質、(1-c) 専門家と市民の視点、の3つに区分けできよう。

(1-a) の「専門職倫理の諸相」に関しては、石本報告(2009-1)〔「2009年度第1回研究会」を指す。以下同様〕が看護教育の面から看護倫理の意義を説き、豊田報告(2011-1)が弁護士倫理の特徴とそれを維持する仕組みを、弁護士自治との関係で解説した。さらに、田中報告(2010-2)は、法曹倫理と医療倫理を対比しつつ、専門職倫理の実効性確保を法化との関連で検討し、桂木報告(2009-2)は、徳川幕藩体制下の商人道における自由の概念に着目した。

(1-b) の「組織倫理の性質」に関しては、瀧川報告(2009-2)が、所属組織の外部に対する責任をベースにした組織“道徳”的意義を強調し、また、齊藤報告(2010-2)が、企業のコーポレート・ガバナンスが倫理なのかを問題にすることで、組織“倫理”的性質を問い合わせた。

(1-c) の「専門家と市民の視点」に関しては、那須報告(2009-1)が、環境ガバナンスを素材に専門家の役割について批判的に検討を加えた。また、大野報告(2009-1)が、市民社会という新たな“公共”的活動に着目すべきことを強調する一方、毛利報告(2009-2)が、国家という専門家機構への市民社会からのインプットの諸類型を論じ、市民の視点の意義を際だたせた。

(1) の「専門職倫理・組織倫理」全体に関しては、専門職倫理や組織倫理が、組織や専門職が自らの既得権を守護するための砦として機能するのではなく、市民や顧客に対して開かれ、対外的な責任の意識に基づくものとなるべきことが強調されるとともに、市民の側からの批判・統制・働きかけを受けるものであるべきことが確認され、そして、この点を理論的にさらに発展させていくべきことが、新たな研究領域として共通に認識されたと言えよう。

他方、(2) の「法と倫理の関係と協働の諸相」については、本プロジェクトにおいて行われた報告はさらに、(2-a) 法と倫理の関連性、(2-b) 法・自己決定・危害原理、(2-c) 規範と主体、(2-d) 正義と倫理の諸相、の4つに分類されよう。

(2-a) の「法と倫理の関連性」に関しては、平野報告(2011-2)が、個人の自己決定重視の観点からソフトローの役割を積極的に評価し、他方、近藤報告(2011-1)は、EU法の形成により加盟国の憲法に生じた構造変換を動態的なコンベンションの観点から把握しようと試みた。また、大西報告(2011-2)は、規範の基礎付け討議と適用討議の厳格な区別に疑問を提示し、法的討議における法と倫理の密接な関係に視野を開いた。

(2-b) の「法・自己決定・危害原理」に関しては、中村報告(2011-3)が、自立支援のためのパターナリズムの正当化可能性について論じる一方、佐藤報告(2010-1)は、社会福祉の領域での自己決定支援について成年後見制度の現状と課題を指摘し、また、吉岡報告(2009-2)は、個人の宗教的確信への法的な強制的介入は可能かについて考察した。さらに、高山報告(2011-2)は、法的侵害の有無の観点からスポーツにおけるドーピングの刑法的禁止の射程について検討を加え、宮崎報告(2010-2)は、米国における危害原理の変容をB.E.ハーコートの議論に沿って批判的に考察した。

(2-c) の「規範と主体」に関しては、松尾報告(2010-1)が、状況的犯罪予防という新たなアプロー

チが前提とする主体像に焦点を合わせ、霜田報告（2010-1）は、最近の脳科学の発展が人間の自由意志や責任概念の理解にどのような変容をもたらすかを論じた。

(2-d) の「正義と倫理の諸相」に関しては、田中報告（2010-1）が、生命倫理学における原則主義に関する論争の含意を検討し、若松報告（2011-1）が、重大なリスク決定における標準的な期待効用理論の問題点を指摘し、さらに、小久見報告（2011-2）は、フェミニズム法理論における平等概念の展開を検討した。

(2) の「法と倫理の関係と協働の諸相」全体については、自己決定の重要性が説かれる一方で、主体概念の変容が指摘される中、危害防止という基準の意義について見解が分かれ、また個人の自律、自立支援、保護に関しても法的介入の在り方との関係で微妙な問題が依然として残っていることが確認された。

#### Whole Achievement:

We have held seven meetings in three years, and as much as twenty-three members and guests have talked about their own topics. In every meeting many participants including non-members have exchanged their opinions vividly, and in the last meeting we had overall discussion and could confirm some new problems as result of our project.

Our project has aimed to extending our perspective toward the relation between law and professional and organization ethics beyond individual problems and to focusing on the proper collaboration of law and ethics.

As for twenty-two reports except that of Hattori, who presented problems first as project leader, they can be divided into two main fields: (1) nature and problems of professional and organization ethics, and (2) relation and collaboration of law and ethics.

The first field is divided into three areas: (1-a) aspects of professional ethics, (1-b) nature of organization ethics, (1-c) experts and citizens' viewpoint.

As to (1-a), Ishimoto (2009-1) emphasized the significance of nursing ethics in nursing education, and Toyoda (2011-1) talked about the characteristic of lawyer ethics and the institution to realize it in terms of self-government system of lawyers. Furthermore, Tanaka (2010-2) examined the effectiveness of professional ethics and its legalization comparing legal ethics with bioethics, and Katsuragi (2009-2) paid attention to the concept of "freedom" in merchant morality during the Edo period.

As to (1-b), Takikawa (2009-2) emphasized the significance of organization "morality" based on responsibility toward outside of the organization, and the report of Saito (2010-2) asked for the nature of organization "ethics" by questioning whether corporate governance of companies were really ethics.

As to (1-c), Nasu (2009-1) made critical examination on the role of experts in terms of environmental governance, and Ono (2009-1) emphasized that man should pay more attention to the activity of new "public" by the name of civil society. Mori (2009-2) discussed some types of input from civil society to national expert mechanism and put stress on the significance of a citizen's viewpoint.

As to (1) as a whole, it was confirmed that professional and organization ethics of experts should not work as safeguard for their own vested rights, but it should be opened for citizens and customers, based on responsibility toward externality, and it should expose itself to criticism, control and pressure from a citizen's viewpoint. We all recognize in common that we should develop this point of view theoretically.

The second field is divided into four areas: (2-a) relation of law and ethics, (2-b) law, personal autonomy, and harm principle, (2-c) norms and subject, (2-d) aspects of justice and ethics.

As to (2-a), Hirano (2011-2) evaluated the role of soft law positively from the viewpoint of personal autonomy, and Kondo (2011-1) tried to grasp the structure conversion that occurred in the constitution of member nations by formation of EU Law from perspective of dynamic convention. And Onishi (2011-2) questioned the strict distinction between discourse for grounding norms and that for applying them.

As to (2-b), Nakamura (2011-3) talked about the possibility of justifying paternalism for supporting personal autonomy, Sato (2010-1) pointed out the present situation and problems of guardianship system concerning to supporting personal decision-making in the field of social welfare, and Yoshioka (2009-2) considered on the possibility of compulsory legal intervention to personal religious conviction. Takayama (2011-2) examined the range of criminal law for prohibiting doping in sports from viewpoint of infringement of legal interests, and Miyazaki (2010-2) reported the transformation of harm principle in U.S.A. along with B.E. Harcourt's argument.

As to (2-c), Matsuo (2010-1) focused on the image of subject which new approach of the situation crime prevention presumed, and Shimoda (2010-1) discussed what kind of transformation development of recent brain science brought for human free will and understanding of a responsibility general idea.

As to (2-d) , Tanaka (2010-1) examined the connotation of dispute about principlism in bioethics, Wakamatsu (2011-1) pointed out a serious problem of standard expected utility theory in terms of decisions with risk calculation, and Ogumi (2011-2) asked for the development of the concept of equality in feminist legal theory.

As to (2) as a whole, it was confirmed that some pointed out the importance of personal autonomy, but others paid attention to the transformation of the image of self, there are different opinions about the significance of harm principle, and there are still delicate problems of personal autonomy, supporting autonomy and protection by means of law.

担当：田中副所長

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーション－活気ある社会への規範形成－」

2009年度第1回研究会プログラム

(共催：京都大学 学術創成研究「ポスト構造改革における

市場と社会の新たな秩序形成－自由と共同性の法システム－」)

開催日時：2009年 12月 18日（金） 14:00～18:00  
12月 19日（土） 9:30～15:00

開催場所：国際高等研究所 セミナー1（1F）

研究代表者：服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(15人)

研究代表者 \*\* 服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授

参加研究者 \*\* 大野 達司 法政大学法学部教授

(7人) 亀本 洋 京都大学大学院法学研究科教授

齊藤 真紀 京都大学大学院法学研究科准教授

瀧川 裕英 大阪市立大学大学院法学研究科准教授

高山 佳奈子 京都大学大学院法学研究科教授

田中 成明 国際高等研究所副所長／関西学院大学大学院司法研究科教授／  
京都大学名誉教授

松尾 陽 京都大学大学院法学研究科助教

\*\* : スピーカー

話題提供者 石本 傳江 山陽学園大学看護学部教授

(ゲストスピーカー) 那須 耕介 摂南大学法学部准教授

(2人)

その他参加者 大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程

(5人) 加藤 正明 京都大学大学院法学研究科・学術創成研究員

近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科博士後期課程

霜田 求 大阪大学大学院医学系研究科予防環境医学専攻

(医の倫理学分野) 准教授

中林 良純 京都大学大学院法学研究科博士後期課程

## プログラム

12月18日（金）

14:00~18:00 研究会〔セミナー1〕

14:00 服部 高宏「法と倫理のコラボレーションー本プロジェクトの趣旨についてー」

15:20 〈休憩 10分〉

15:30 那須 耕介「民主政と専門家の役割について」

17:30 意見交換

18:00 終了

12月19日（土）

9:30~15:00 研究会〔セミナー1〕

9:30 導入・意見交換の続き（服部）

10:00 石本 傳江「看護における倫理教育の現在」

12:00 〈昼食 60分〉

13:00 大野 達司「市民社会（論）と法思想史」

15:00 終了

配布資料：（公開不可）

- ・服部高宏「法と倫理のコラボレーションー本プロジェクトの趣旨についてー」
- ・那須耕介「民主政と専門家の役割について」
- ・那須耕介「環境ガバナンスの政治的条件について」（論文）
- ・石本傳江「看護における倫理教育の現在」
- ・大野達司「市民社会（論）と法思想史」
- ・大野達司「主権と法をめぐる権威と理念の争い」（論文）

## 国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」

2009年度第2回研究会プログラム

(共催: 京都大学 学術創成研究「ポスト構造改革における  
市場と社会の新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時: 2010年 3月 5日 (金) 14:00~17:50  
3月 6日 (土) 10:00~15:00

開催場所: 国際高等研究所 セミナー1 (1F) (3月 5日)  
会議応接室 (1F) (3月 6日)

研究代表者: 服部 高宏 国際高等研究所企画委員/京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長: 田中 成明 副所長

出席者: (18人)

研究代表者	服部 高宏	国際高等研究所企画委員/京都大学大学院法学研究科教授
参加研究者 (7人)	大野 達司 亀本 洋 齊藤 真紀 高山 佳奈子 **瀧川 裕英 田中 成明 松尾 陽	法政大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科准教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪市立大学大学院法学研究科准教授 国際高等研究所副所長/関西学院大学大学院司法研究科教授/京都大学名誉教授 京都大学大学院法学研究科助教
**: スピーカー		

話題提供者 (ゲストスピーカー) (3人)	桂木 隆夫 毛利 透 吉岡 剛彦	学習院大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 佐賀大学教育学部准教授
-----------------------------	------------------------	---

その他参加者 (7人)	岩田 一明 大西 貴之 加藤 正明 佐橋 謙一 重本 達哉 那須 耕介 平野 仁彦	国際高等研究所フェロー、大阪大学名誉教授、神戸大学名誉教授 立命館大学大学院法学研究科博士課程 京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成) 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 京都大学大学院法学研究科研究員(学術創成) 摂南大学法学部准教授 立命館大学法学部・法科大学院教授
----------------	---	--

## プログラム

### 3月5日（金）

14:00~17:50 研究会〔セミナー1〕

14:00 桂木 隆夫「商人道における自由」

15:55 〈休憩 10分〉

16:05 毛利 透「市民社会から国家権力へのインプットの諸類型」

17:50 終了

19:00~20:30 意見交換会（「伊な田」精華町光台4丁目）

### 3月6日（土）

10:00~15:00 研究会〔会議応接室〕

10:00 吉岡 剛彦「宗教的理由にもとづく「医療ネグレクト」を考える

—確信的行為者をめぐる法と倫理のコラボレーションに向けて—」

12:00 〈昼食 60分〉

13:00 瀧川 裕英「組織の倫理から組織の道徳へ—組織倫理への責任アプローチ—」

15:00 終了

### 配布資料：（公開不可）

- ・桂木 隆夫「商人道における自由」  
「商人道と市場倫理の概念図」
- ・毛利 透「市民社会から国家権力へのインプットの諸類型」
- ・吉岡 剛彦「宗教的理由にもとづく「医療ネグレクト」を考える  
—確信的行為者をめぐる法と倫理のコラボレーションに向けて—」
- ・瀧川 裕英「組織の倫理から組織の道徳へ—組織倫理への責任アプローチ—」  
「Conceptual analysis of accountability: The structure of accountability in the process of responsibility」

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」  
2010年度第1回（通算第3回）研究会プログラム  
(共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の  
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時：2010年 6月 18日（金） 14:00～17:30  
6月 19日（土） 9:30～14:30

開催場所：国際高等研究所 216会議室（2F）

研究代表者：服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(19人)

研究代表者	服部 高宏	国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授
参加研究者 (10人)	大野 達司 亀本 洋 齊藤 真紀 **霜田 求 高山 佳奈子 瀧川 裕英 **田中 成明 那須 耕介 平野 仁彦 **松尾 陽	法政大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科准教授 京都女子大学現代社会学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪市立大学大学院法学研究科教授 国際高等研究所副所長／京都大学名誉教授 摂南大学法学部准教授 立命館大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科助教
	** : スピーカー	

話題提供者 佐藤 彰一 法政大学法科大学院教授  
(ゲストスピーカー)  
(1人)

その他の参加者 石塚 武志 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）  
(7人) 岩田 一明 国際高等研究所フェロー／大阪大学・神戸大学名誉教授  
大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程  
栗田 昌裕 京都大学大学院法学研究科特定助教（学術創成）  
小石川 裕介 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）  
野崎 亜紀子 広島市立大学国際学部准教授  
野々上 敬介 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成）

## プログラム

6月18日（金）

14:00～17:30 研究会〔216会議室〕

14:00 松尾 陽氏「ポスト規制国家の犯罪予防—状況的犯罪予防論を手掛かりとして—」

15:20 〈休憩 10分〉

15:30 佐藤 彰一氏「成年後見と自己決定支援—日本の司法と福祉の現状—」

17:30 終了

19:00～21:00 意見交換会

6月19日（土）

9:30～14:30 研究会〔216会議室〕

9:30 霜田 求氏「脳・心・行動—自由意志と責任概念の再構築に向けて—」

11:30 〈昼食 60分〉（兼意見交換）

12:30 田中 成明氏「生命倫理学における Principlism 論争から何を学ぶか？」

14:30 終了

配布資料：（公開不可）

- ・松尾 陽「ポスト規制国家の犯罪予防—状況的犯罪予防論を手掛かりとして—」  
「アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義」（『法哲学年報 2007 法思想史学に  
とって近代とは何か』（2008年）（参考文献）  
「環境犯罪論の台頭—状況的犯罪予防論の人間観」（仲正昌樹編『近代法とその限界 叢  
書アレティア 11』（御茶の水書房、2010年）（参考文献）
- ・佐藤 彰一「成年後見と自己決定支援—日本の司法と福祉の現状—」
- ・霜田 求「脳・心・行動—自由意志と責任概念の再構築に向けて—」
- ・田中 成明「生命倫理学における Principlism 論争から何を学ぶか？」

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」  
2010年度第2回（通算第4回）研究会プログラム  
(共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の  
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時：2011年 3月 4日（金） 14:00～18:00  
3月 5日（土） 10:00～12:00

開催場所：国際高等研究所 会議応接室

研究代表者：服部 高宏 国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(17人)

研究代表者	服部 高宏	国際高等研究所企画委員／京都大学大学院法学研究科教授
参加研究者 (11人)	大野 達司 亀本 洋 **齊藤 真紀 高山 佳奈子 瀧川 裕英 **田中 成明 那須 耕介 平野 仁彦 松尾 陽 **宮崎 真由 **：スピーカー	法政大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科准教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪市立大学大学院法学研究科教授 国際高等研究所副所長／京都大学名誉教授 摂南大学法学部准教授 立命館大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科助教 玉川大学文学部助教

その他参加者 (6人)	石塚 武志 岩田 一明 大西 貴之 小石川 裕介 近藤 圭介 佐橋 謙一	京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成） 大阪大学名誉教授・神戸大学名誉教授 立命館大学大学院法学研究科博士後期課程 京都大学大学院法学研究科研究員（学術創成） 京都大学大学院法学研究科博士後期課程 京都大学大学院法学研究科研究員
----------------	---	---

## プログラム

3月4日（金）

14:00～18:00 研究会〔会議応接室〕

14:00 田中 成明氏「専門職倫理の実効性確保と「法化」をめぐって  
-----法曹倫理と医療倫理の対比を手がかりに-----」

15:40 〈休憩 10分〉

15:50 齊藤 真紀氏「上場会社の規律と倫理の居場所」

18:00 終了

18:30～20:30 意見交換会

3月5日（土）

10:00～12:00 研究会〔会議応接室〕

10:00 宮崎 真由氏「「法による道徳の強制」論議の展開  
—危害原理の崩壊に関するB・E・ハーコートの所説をめぐって—」

12:00 終了

12:00 昼食兼意見交換（60分）

配布資料：（公開不可）

- ・ 田中 成明「専門職倫理の実効性確保と「法化」をめぐって  
-----法曹倫理と医療倫理の対比を手がかりに-----」
- ・ 齊藤 真紀「上場会社の規律と倫理の居場所」
- ・ 宮崎 真由「「法による道徳の強制」論議の展開  
—危害原理の崩壊に関するB・E・ハーコートの所説をめぐって—」

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」  
2011年度第1回（通算第5回）研究会プログラム  
(共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の  
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」)

開催日時：2011年 12月 16日（金） 14:00～17:30  
12月 17日（土） 9:30～12:30

開催場所：国際高等研究所 セミナー2

研究代表者：服部 高宏 京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(16人)

研究代表者	服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
参加研究者 (10人)	岩田 一明 大野 達司 亀本 洋 霜田 求 高山 佳奈子 瀧川 裕英 田中 成明 那須 耕介 平野 仁彦 ** 若松 良樹	大阪大学名誉教授・神戸大学名誉教授 法政大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 京都女子大学現代社会学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 大阪市立大学大学院法学研究科教授 国際高等研究所副所長 摂南大学法学部准教授 立命館大学大学院法学研究科教授 成城大学法学部教授

\*\*：スピーカー

話題提供者 (ゲストスピーカー) (3人)	大西 貴之 近藤 圭介 豊田 幸宏	立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程 京都大学大学院法学研究科講師 弁護士・京都大学特別教授
-----------------------------	-------------------------	---

その他参加者 (2人)	伊藤 克彦 小久見 祥恵	日本学術振興会特別研究員 日本学術振興会特別研究員
----------------	-----------------	------------------------------

## プログラム

12月16日（金）

14:00～17:30 研究会〔セミナー2〕

14:00～15:15

話題提供1 近藤 圭介氏（京都大学大学院法学研究科講師）

演題「H.L.A. ハートの「承認のルール」概念をめぐる近時の議論動向について」

15:30～17:30

話題提供2 豊田 幸宏氏（弁護士・洛友法律事務所、京都大学特別教授）

演題「弁護士自治と綱紀・懲戒制度」

12月17日（土）

9:30～12:30 研究会〔セミナー2〕

9:30～10:30

話題提供3 大西 貴之氏（立命館大学法学研究科博士課程後期課程）

演題「討議理論と法的判断の正当化—衡量理解を素材として—」

10:30～12:30

話題提供4 若松 良樹氏（成城大学法学部教授）

演題「ロールズと確率」

配布資料：（公開不可）

- 「承認のルール」概念の記述的意義の再検討 近藤 圭介
- 弁護士自治と綱紀・懲戒制度について 豊田 幸宏
- 法的判断の正当化と討議理論 大西 貴之
- [資料] アレクシー『法的議論の理論』における討議規則・形式のリスト 大西 貴之
- 一般的実践的討議の規則と形式 大西 貴之
- ロールズと確率 若松 良樹

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」

2011年度第2回（通算第6回）研究会プログラム

（共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の  
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」）

開催日時：2012年 1月 27日（金） 11:00～17:00

開催場所：国際高等研究所 セミナー1

研究代表者：服部 高宏 京都大学大学院法学研究科教授

担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：(13人)

研究代表者 服部 高宏 京都大学大学院法学研究科教授

参加研究者 石本 傳江 山陽学園大学看護学部教授

(8人) 大野 達司 法政大学法学部教授

亀本 洋 京都大学大学院法学研究科教授

\*\* 高山 佳奈子 京都大学大学院法学研究科教授

瀧川 裕英 大阪市立大学大学院法学研究科教授

田中 成明 国際高等研究所副所長

那須 耕介 摂南大学法学部准教授

\*\* 平野 仁彦 立命館大学大学院法学研究科教授

\*\*：スピーカー

話題提供者 小久見 祥恵 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）

（ゲストスピーカー）

(1人)

その他参加者 伊藤 克彦 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）

(3人) 大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科講師

## プログラム

1月 27日 (金)

11:00~17:00 研究会〔セミナー1〕

11:00~13:00

話題提供1 高山 佳奈子氏 (京都大学大学院法学研究科教授)

演題「ドーピングの刑法的規制」

(13:00~13:40 昼食)

13:40~14:40

話題提供2 小久見 祥恵氏 (日本学術振興会特別研究員 (京都大学大学院法学研究科))

演題「フェミニズム法理論における平等概念をめぐる議論の展開について」

14:50~17:00

話題提供3 平野 仁彦氏 (立命館大学法学大学院法学研究科教授)

演題「自己決定権とソフトロー」

配布資料：(公開不可)

- |                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| － 「ドーピングの刑法的規制」                    | 高山 佳奈子 |
| － 「フェミニズム法理論における平等概念をめぐる議論の展開について」 | 小久見 祥恵 |
| － 「自己決定権とソフトロー」                    | 平野 仁彦  |
| 抜刷：法的正当化における法原理の位置                 |        |

国際高等研究所

研究プロジェクト「法と倫理のコラボレーションー活気ある社会への規範形成ー」

2011年度第3回（通算第7回）研究会プログラム

（共催：学術創成研究「ポスト構造改革における市場と社会の  
新たな秩序形成ー自由と共同性の法システムー」）

開催日時：2012年 3月 2日（金） 14:00～17:30  
3月 3日（土） 10:00～12:00

開催場所：国際高等研究所 セミナー1

研究代表者：服部 高宏 京都大学大学院法学研究科教授  
担当所長・副所長：田中 成明 副所長

出席者：（19人）

研究代表者	服部 高宏	京都大学大学院法学研究科教授
参加研究者 (11人)	岩田 一明 大野 達司 亀本 洋 齊藤 真紀 霜田 求 瀧川 裕英 田中 成明 那須 耕介 平野 仁彦 松尾 陽 宮崎 真由	大阪大学名誉教授・神戸大学名誉教授 法政大学法学部教授 京都大学大学院法学研究科教授 京都大学大学院法学研究科准教授 京都女子大学現代社会学部教授 大阪市立大学大学院法学研究科教授 国際高等研究所副所長 摂南大学法学部准教授 立命館大学大学院法学研究科教授 近畿大学法学部特任講師 玉川大学文学部人間学科助教

\*\*：スピーカー

話題提供者 中村 直美 熊本大学名誉教授  
(ゲストスピーカー)  
(1人)

その他参加者 伊藤 克彦 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）  
(6人) 大西 貴之 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程  
小久見 祥恵 日本学術振興会特別研究員（京都大学大学院法学研究科）  
近藤 圭介 京都大学大学院法学研究科講師  
佐橋 謙一 京都大学大学院法学研究科研修員  
竹中 勲 同志社大学大学院司法研究科教授

## プログラム

3月2日（金）

14:00～17:30 研究会〔セミナー1〕

14:00～14:50

総括

(10分間 休憩)

15:00～17:30

話題提供 中村 直美氏（熊本大学名誉教授）

演題「自律の支援と侵害の狭間—医療におけるパターナリズム管見—」

3月3日（土）

10:00～12:00 研究会〔セミナー1〕

10:00～12:00

総括（続き）

報告書作成の打合せ

配布資料：（公開不可）

—「自律の支援と侵害の狭間—医療におけるパターナリズム管見—」

中村 直美

—「総括資料」

服部 高宏